



ご家族・学校関係者の 皆様へ



お子さんが被害者になる 犯罪が増えています。

「女性が夜一人歩きしても大丈夫な国」といわれてきた日本の安全神話も、残念ながら少しずつ崩れています。とくに近年、弱者である子どもたちが犯罪の被害者になるケースが増えていきます。自分の身は自分で守らなければならぬことを指導してください。



子どもが被害者になりやすい犯罪の種類

子どもが被害に巻き込まれやすい犯罪で重大なものに「誘拐」「わいせつ行為」「暴行・恐喝」があります。

わいせつ行為の被害者は女児だけに限らず男児のケースも発生しています。また、恐喝の被害者は約9割が男児です。

●誘拐



●わいせつ



●暴行・恐喝



子どもが被害にあう時の特徴

一人でいる時の方が
狙われやすい。

複数でいれば、一緒にいた子どもが周囲の大人に
事件を知らせることができ、早めに救助できます。



言葉巧みに誘い出すため
思わずついていってしまう。



「ゲームは好き?一緒にやろうよ」「迷子になっ
た犬と一緒に探して」「友だちが病気だから助
けに来て」など、子どもがつい気を許してしまう
言葉で誘い出します。また、少しでも知っている
人だと安心して誘いに乗ってしまいます。

犯罪に巻き込まれても、
誰にも言わないことがある。

わいせつ事件は、恥ずかしさや恐
怖、親にしかられるかもしれない
などといった理由で、被害にあっ
ても黙っている子どもがいます。
その時の被害もさることながら
心的外傷後ストレス障害(PTSD)
も心配です。同様に暴行や恐喝
も「親に言ったらもっとヒドイ目
にあわすぞ」と言われて、黙った
ままになるケースもあります。



お子さんが被害者になる犯罪のケースと対応策

路上

事例

■「ゲームをしよう」「探し物を見つけて」「困っているから助けて」「好きな物を買ってあげるから」など、言葉巧みに話しかけ、どこかへ連れ去る。



■クルマから声をかけて、近づいた瞬間にドアを開けて車内に引っ張り込む。



■路地や死角に連れていかれ、暴行や恐喝を受ける。



対応策

■日頃から知らない人にはついていかない、知っている人でも「家人の人聞いてから」と言うようにさせる。

■名前入りの学校の用具を持っていると、「○○ちゃん」と声をかけられて、思わず反応してしまうことも…。氏名入りのものは疊下校時には外から見えないようにさせる。



■クルマから声をかけられたら、両手を広げた幅以上の距離まで、クルマから離れるようにさせる。



■普段から親子で危険箇所のチェックをし、危険な場所には行かせない。
■連れていかれそうになった時点で、大声で助けを呼ぶようにさせる。



公園

事例

■樹木の陰やトイレなどに連れ込まれる。



対応策

- 公園での一人遊びはさせない。
- 友だちと離れて遊ばないようにさせる。
- トイレに行く時は、友だちについて来てもらうようにさせる。



玄関

事例

■自宅のカギを開けた瞬間、後ろから押され室内に押し込まれてしまう。



対応策

- 周囲を見回して、安全確認をしてからカギを開けることを習慣化させる。
- 普段から隣近所とのコミュニケーションをよくとり、子どもの安全について協力をお願いする。
- 自宅周辺を整理して、死角をつくらないようにする。



■現金や配達の人などを装ってドアを開けさせ、中に入る。



- どんなことがあっても、絶対ドアを開けないようにさせる。チェーンを常にかけて対応するなど、一連の動作を教える。
- ※事前に電話で子どもだけであることを確認する誠実な手口もあります。
- 大人が不在であることは、絶対に言わせないようにしてください。



駐輪・駐車場

事例

- 自転車を置こうとした時、いきなり後ろから抱きつかれる。
- 駐車している車の近くを歩いていたら、急にドアが開いて中に引っ張り込まれる。



対応策

- 自転車を置く前に両手を見まわすようにさせる。■駐車場では遊ばせない。
- 万一の場合は、大声を出して助けを呼ぶようにさせる。
- ※集合住宅の場合は、駐輪場、駐車場を明るくする、死角をつくらないなどといった、安全な環境づくりの配慮も必要です。



エレベーター

事例

- エレベーターに乗っている時に身体を触られた。
- エレベーターを降りたところ、胸を捕まれて踊り場へ連れていかれた。



対応策

- エレベーターに知らない人と二人で乗らないようにさせる。
- 万一、一人で乗っているとき、知らない人が乗ってきたら、すぐ近くの階で降りるようにさせる。
- エレベーターは、各階のボタンの押せる位置・壁を背にして乗るようにさせる。



階段・踊り場・屋上

事例

- 階段・踊り場・屋上で遊んでいたところ、手を引っぱられ物陰に連れていかれた。



対応策

- 階段や踊り場・屋上では一人で遊ばないようにさせる。
- 手を引かれたら、大きな声で助けを呼ぶようにさせる。



●保護者および学校関係者の皆さんにお願いしたい、防犯指導・防犯対策

お子さんを犯罪から 守るために、日々の生活の中での 防犯指導が必要です。

(自分の身は自分で守らなければならないことも指導してください。)

家族で守る「我が家ルール」にしてください。

保護者

一人で遊ばない

お子さんが犯罪に巻き込まれるケースで多いのは、一人でいる時です。できる限り一人で遊ばないように指導してください。



外出時には、必ず「行き先」を言う

外出時には、必ず、誰と、どこで、何をするか、何時ごろ帰って来るかを言うようにさせてください。何も言わないで外出しようとする時は、必ず行き先を聞いてください。



何かあったら大声で助けを呼ぶ

万一、危険な目にあつても、恐怖心で声が出せない、助けを呼べないといったことも考えられます。日頃から何かあったら「助けて」と大声を出す訓練をしてください。



何かあったら必ず言う

危険な目にあつたら、必ず、「今日こんなことがあった」と家の人に話すように、お子さんを指導してください。なお、お子さんが何でも話ができるよう日頃のコミュニケーションを大切にしましょう。



お子さんと一緒にご確認ください。

保護者

不審者に声をかけられた時に逃げ込む

「子ども110番の家」の 場所と、助けを求める方法

子どもを犯罪から守るために民間協力の商店・事業所・民家等で、営業時や在宅時に子どもが助けを求めてきた時に一時的な保護と警察等への通報をしてくれるのが「子ども110番の家」です。地域によって異なる名称でそれぞれのマークが出ていますので、お子さんと一緒に場所を確認したり、どのように助けを求めるかを指導してください。



町の中にある人通りの少ない場所、

危険な場所

お子さんが一人になりやすい、あるいは犯罪に巻き込まれやすい場所を一緒に見て歩き、「ここへは近づかないようにね」と教えましょう。
また、ご近所の危険な場所マップもお子さんと一緒に作ってみるのも一つの方法です。



ぜひ、ご協力を、お願いします。

保護者

一人で遊んでいるお子さん、
遅くまで遊んでいるお子さんへの「ひと声」

お子さんが被害者になる犯罪を防ぐためには、地域ぐるみの取り組みが必要です。一人で遊んでいたり、遅くまで遊んでいるお子さんには早く帰るよう促してください。また、不似合いな子ども連れを見かけたら一聲かけるか110番通報してください。子どもは地域全体の目で守りましょう。



お子さんから、不審者に関する情報を得た場合の最寄りの「警察署」「交番」への連絡

どんなに小さいことでも通報してください。それが犯罪防止につながります。ぜひ、ご協力ください。



先生方も、ご留意ください。

学校関係者

電話などでの、児童の呼び出し

父兄や親戚を装って、電話で児童を呼び出すケースもあります。折り返し学校から保護者または非常時連絡先に電話をして確認する、保護者等が迎えに来たら身元を確認する、親の入院等で保護者が迎えに来られない場合は児童に付き添うなど、細心の注意を払ってください。



集団による登下校の推奨

出来る限り一人にならないようにするために、集団により登下校したり学校の行き帰りに寄り道をしないように指導してください。



万が一の場合は…。(不審者に対する措置)

学校関係者

1 生徒を避難させる



学校に不審者が侵入した場合は、児童を安全な場所に避難させます。

*定期的に避難訓練をしておくと、非常時にスマートな対応が出来るようになります。

2 異変を周囲に知らせ、
警察に通報する



異変を素早く校内に知らせると同時に、警察へ通報します。

*日頃から職員間で緊急時の連携方法を確認しておきましょう。

3 児童への危害を
防衛する処置をとる



不審者から児童を守る行動を起こします。

*素手で立ち向かうことなく、周囲にあるものを活用してください。

●お子さんへの具体的な指導方法

お子さんの目線で、防犯対策をご指導ください。

子どもを犯罪から守るためにのポイント（危険回避の方法）

1. 知らない人についていかない。
2. 一人にならない。
3. 家を出る時は、家の人に、●誰と ●どこで ●何をするか ●何時ごろ帰宅するかを言う。
4. 恐い時は大きな声で助けを呼ぶ。（声を出すと未遂が多い）

という事をくり返し教え、習慣化させてください。

また、日常生活の中で危険回避の方法を子どもが理解できるように具体的に教えてください。

家のまわりに危険な場所がないか、
お子さんと一緒に考えてみてください

1

大人の目と子どもの目では、危険な場所が異なる場合もあります。また、普段、子どもが行く場所と大人が行く場所も違います。お子さんと一緒に散歩でもしながら、どんな場所が危険かと一緒に考えてみましょう。そして、それをもとにして、どんな対応方法をとったらよいかを話し合ってください。



一方通行ではなく、
「あなただったらどうする」と問いかげましょう

2

「こうしてはいけない」「ああしてはいけない」と一方的に教えるよりも、日常生活で危険性のある場所に行った時など「あなただったらどうする」と聞いてから、正しい方法を教える方が、お子さんの、防犯に対する意識が高まり効果的です。



寸劇やゲームなどの疑似体験によって、
なぜそれが悪いことなのかを理解させるとよいでしょう

3

年少のお子さんには、
寸劇やゲームなどの
指導方法が理解しやす
く、万一の際の適切な
対応に効果的です。



繰り返しお子さんに問いかげて、
しっかり身につくように、ご指導ください

4

お子さんの防犯指導は、
「繰り返し」が基本です。
日常生活の中で、何回で
も繰り返して指導するよ
うにしましょう。



地域の皆さんと協力してお子さんを
犯罪から守ることも必要です。

ご家族、学校、地域の皆さんのが連携して防犯対策をす
ることが、お子さんを犯罪から守ることにつながります。
お互いに協力して、お子さんにとって安全・安心な地
域にしましょう。



●防犯グッズの紹介

防犯グッズの携帯も 防犯対策のひとつです。

最近はお子さんを犯罪から守る防犯グッズも数多く販売され、それらを携帯することも防犯手段のひとつといえます。ただし、防犯グッズを身に付けていたりといつて安心できません。基本はあくまでも、お子さんへの日々の指導です。

●大音量で危険を知らせる防犯ブザー



身の危険を感じたらボタンを押したり、ひもを引っぱったりすることでブザー音が鳴り、周囲に知らせることができます。

●お子さんの居場所がわかる器具・携帯電話



お子さんの声が通じない時、お子さんが迷子になってしまった時など、居場所がわかる器具や携帯電話があれば安心です。

●バッグで簡単に携帯できるホイッスル



キーホルダーのように、簡単に携帯できるホイッスル。とっさの時に簡単に危険を知らせることができます。

●暗い夜道でも安心の携帯ライト



暗い夜道を通る状況になった場合でも、ライトを開閉しながら歩くことで、危険回避につながります。

●防犯グッズのお問い合わせは、最寄りの警察署へ。

警察からのお知らせ

私たちの国の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が7年連続して職務最多を記録するなど、年々厳しさを増しています。このような中で、ここ数年、子どもが日常生活の中で、犯罪の被害にあうことが急激に増えてきています。子どもを犯罪から守るためにには、保護者の皆さま、学校関係者の方々はもちろん、地域にお住まいの皆さまなどを含めた大人みんなで、子どもたちを犯罪の被害にあわせないために注意するとともに、子どもたちが「自分の身を自分で守る」ことを身につけることも大切です。そこで、警察庁では、子どもたちを始め、保護者の皆さま、教職員の方々などを対象とした防犯テキスト「みんなで気をつけようね」を作成しました。子どもたちを犯罪から守るために、この防犯テキストが有効に活用されることを願ってやみません。

犯罪の被害にあったり、あいそうになった場合は、警察にご通報ください。

110番のかけ方

**110番に電話すると、
警察官が次のことを聞きます。**

- 警察官の質問に、あわてずに、落ち着いて答えましょう。
- 何がありましたか？
 - いつですか？
 - 場所はどこですか？（今どこにいますか？）
 - 犯人は？（特徴、逃走方向等）
 - 今どうなっていますか？（どんな様子ですか？）
 - あなたの住所、氏名、電話番号は？

街頭公衆電話（15.1.1現在）
お金や電話カードは不要です。



- 「緑色」の街頭公衆電話
①受話器をとり、
②左下の赤いボタンを押して
③数字「1」「1」「0」を押します。
- その他の街頭公衆電話は
受話器を取った後
「1」「1」「0」を押します。



**携帯電話から110番する場合は、
次の点に注意しましょう。**

- 住所、番地または目標物を確認しましょう。
- 場所を移動しながらの通話は、声が聞き取りにくくなったり、途切れたりすることがあります。
立ち止まって通報しましょう。
- 通報が終わっても、しばらく電源を入れておきましょう（警察からかけ直してくることがあります）。
- 車で走行しながらの「110番」は危険です。かならず止まってから通報しましょう。

110番は、事件、事故が発生した場合の緊急警察通報用電話です。

市民生活の安全に関する相談は #9110番へ。

緊急を要しない相談、案内、要望等は、総合相談センターへお電話ください。

※プッシュホン回線・PHS・携帯電話からご利用いただけます。

少年相談室

警察では、少年に関する相談の一環として、被害少年が精神的ダメージを早期に克服するため、カウンセリング等の継続的支援を実施しています。また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称で電話による相談窓口を設けています。また、被害少年支援ネットワークを構築するなど、児童相談所、カウンセリング、専門機関、保険医療機関やボランティア団体等との連携の強化に努めています。